

老人福祉法に基づく特別養護老人ホームの設備等の基準に関する条例（平成24年京都府条例第25号） 新旧対照表

老人福祉法に基づく特別養護老人ホームの設備等の基準に関する条例（平成24年京都府条例第25号）		備考
現 行	改正（案）	
<p>(職員の専従) 第6条 特別養護老人ホームの職員は、専ら当該特別養護老人ホームの職務に従事する者でなければならない。ただし、規則で定める場合の介護職員及び第41条第2項の規定により配置される看護職員（看護師又は准看護師をいう。以下同じ。）を除き、入所者の処遇に支障がない場合は、この限りでない。</p> <p>(職員) 第11条 特別養護老人ホームには、次に掲げる職員を置かなければならない。ただし、入所定員が40人を超えない特別養護老人ホームにあつては、他の社会福祉施設等の栄養士との連携を図ることにより当該特別養護老人ホームの効果的な運営を期待することができる場合であつて、入所者の処遇に支障がないときは、第5号の栄養士を置かないことができる。 (1) 施設長 (2) 医師 (3) 生活相談員 (4) 介護職員又は<u>看護職員</u> (5) 栄養士 (6) 機能訓練指導員 (7) 調理員、事務員その他の職員 2 前項各号に掲げる職員の員数、その算定方法等の基準は、規則で定める。</p> <p>(サービス提供困難時の対応) 第12条 特別養護老人ホームは、入所予定者が入院治療を必要とする場合その他入所予定者に対し自ら適切な便宜を提供することが困難である場合は、適切な病院若しくは診療所又は<u>介護老人保健施設</u>を紹介すること等の適切な措置を速やかに講じなければならない。</p> <p>(処遇の方針) 第15条 特別養護老人ホームは、入所者について、その者の要介護状態の軽減又は悪化の防止に資するよう、その者の心身の状況等に応じて、その者の処遇を妥当適切に行わなければならない。 2 入所者の処遇は、入所者の処遇に関する計画に基づき、漫然かつ画一的なものとならないよう配慮して、行わなければならない。 3 特別養護老人ホームの職員は、入所者の処遇に当たっては、懇切丁寧を旨とし、入所者又はその家族に対し、処遇上必要な事項について、理解しやすいように説明を行わなければならない。 4 特別養護老人ホームは、入所者の処遇に当たっては、当該入所者又は他の入所者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他入所者の行動を制限する行為(以下「身体的拘束等」という。)を行ってはならない。 5 特別養護老人ホームは、身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の入所者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。</p> <p>(新設) <u>6</u> 特別養護老人ホームは、自らその行う処遇の質の評価を行い、常にその改善を図らなければならない。</p>	<p>(職員の専従) 第6条 特別養護老人ホームの職員は、専ら当該特別養護老人ホームの職務に従事する者でなければならない。ただし、規則で定める<u>職員</u>を除き、入所者の処遇に支障がない場合は、この限りでない。</p> <p>(職員) 第11条 特別養護老人ホームには、次に掲げる職員を置かなければならない。ただし、入所定員が40人を超えない特別養護老人ホームにあつては、他の社会福祉施設等の栄養士との連携を図ることにより当該特別養護老人ホームの効果的な運営を期待することができる場合であつて、入所者の処遇に支障がないときは、第5号の栄養士を置かないことができる。 (1) 施設長 (2) 医師 (3) 生活相談員 (4) 介護職員又は<u>看護師若しくは准看護師（以下「看護職員」という。）</u> (5) 栄養士 (6) 機能訓練指導員 (7) 調理員、事務員その他の職員 2 前項各号に掲げる職員の員数、その算定方法等の基準は、規則で定める。</p> <p>(サービス提供困難時の対応) 第12条 特別養護老人ホームは、入所予定者が入院治療を必要とする場合その他入所予定者に対し自ら適切な便宜を提供することが困難である場合は、適切な病院若しくは診療所又は<u>介護老人保健施設若しくは介護医療院</u>を紹介すること等の適切な措置を速やかに講じなければならない。</p> <p>(処遇の方針) 第15条 特別養護老人ホームは、入所者について、その者の要介護状態の軽減又は悪化の防止に資するよう、その者の心身の状況等に応じて、その者の処遇を妥当適切に行わなければならない。 2 入所者の処遇は、入所者の処遇に関する計画に基づき、漫然かつ画一的なものとならないよう配慮して、行わなければならない。 3 特別養護老人ホームの職員は、入所者の処遇に当たっては、懇切丁寧を旨とし、入所者又はその家族に対し、処遇上必要な事項について、理解しやすいように説明を行わなければならない。 4 特別養護老人ホームは、入所者の処遇に当たっては、当該入所者又は他の入所者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他入所者の行動を制限する行為(以下「身体的拘束等」という。)を行ってはならない。 5 特別養護老人ホームは、身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の入所者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。 <u>6</u> 特別養護老人ホームは、身体的拘束等の適正化を図るため、規則で定める措置を講じなければならない。 <u>7</u> 特別養護老人ホームは、自らその行う処遇の質の評価を行い、常にその改善を図らなければならない。</p>	<p>条例6条ただし書の内容を全て規則委任としたもの。</p> <p>条例第6条の改正に伴う初出のずれ</p> <p>介護保険法に介護医療院が追加</p> <p>身体的拘束等の適正化を図るための具体的措置を規定</p>

<p>(新設)</p> <p>(サービスの取扱方針)</p> <p>第37条 入居者へのサービスの提供は、入居者が、その有する能力に応じて、自らの生活様式及び生活習慣に沿って自律的な日常生活を営むことができるようにするため、入居者へのサービスの提供に関する計画に基づき、入居者の日常生活上の活動について必要な援助を行うことにより、入居者の日常生活を支援するものとして行われなければならない。</p> <p>2 入居者へのサービスの提供は、各ユニットにおいて入居者がそれぞれの役割を持って生活を営むことができるよう配慮して行われなければならない。</p> <p>3 入居者へのサービスの提供は、入居者のプライバシーの確保に配慮して行われなければならない。</p> <p>4 入居者へのサービスの提供は、入居者の自立した生活を支援することを基本として、入居者の要介護状態の軽減又は悪化の防止に資するよう、その者の心身の状況等を常に把握しながら、適切に行われなければならない。</p> <p>5 ユニット型特別養護老人ホームの職員は、入居者へのサービスの提供に当たって、入居者又はその家族に対し、サービスの提供方法等について、理解しやすいように説明を行わなければならない。</p> <p>6 ユニット型特別養護老人ホームは、入居者へのサービスの提供に当たっては、当該入居者又は他の入居者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行ってはならない。</p> <p>7 ユニット型特別養護老人ホームは、身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の入居者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。</p> <p>(新設)</p> <p><u>8</u> ユニット型特別養護老人ホームは、自らその提供するサービスの質の評価を行い、常にその改善を図らなければならない。</p>	<p>(緊急時等の対応)</p> <p><u>第22条の2</u> 特別養護老人ホームは、現に処遇を行っているときに入所者の病状の急変が生じた場合その他必要な場合のため、あらかじめ、第11条第1項第2号に掲げる医師との連携方法その他の緊急時等における対応方法を定めておかななければならない。</p> <p>(サービスの取扱方針)</p> <p>第37条 入居者へのサービスの提供は、入居者が、その有する能力に応じて、自らの生活様式及び生活習慣に沿って自律的な日常生活を営むことができるようにするため、入居者へのサービスの提供に関する計画に基づき、入居者の日常生活上の活動について必要な援助を行うことにより、入居者の日常生活を支援するものとして行われなければならない。</p> <p>2 入居者へのサービスの提供は、各ユニットにおいて入居者がそれぞれの役割を持って生活を営むことができるよう配慮して行われなければならない。</p> <p>3 入居者へのサービスの提供は、入居者のプライバシーの確保に配慮して行われなければならない。</p> <p>4 入居者へのサービスの提供は、入居者の自立した生活を支援することを基本として、入居者の要介護状態の軽減又は悪化の防止に資するよう、その者の心身の状況等を常に把握しながら、適切に行われなければならない。</p> <p>5 ユニット型特別養護老人ホームの職員は、入居者へのサービスの提供に当たって、入居者又はその家族に対し、サービスの提供方法等について、理解しやすいように説明を行わなければならない。</p> <p>6 ユニット型特別養護老人ホームは、入居者へのサービスの提供に当たっては、当該入居者又は他の入居者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行ってはならない。</p> <p>7 ユニット型特別養護老人ホームは、身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の入居者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。</p> <p><u>8</u> ユニット型特別養護老人ホームは、身体的拘束等の適正化を図るため、規則で定める措置を講じなければならない。</p> <p><u>9</u> ユニット型特別養護老人ホームは、自らその提供するサービスの質の評価を行い、常にその改善を図らなければならない。</p>	<p>緊急時等の対応 新設（省令で新設）</p> <p>身体的拘束等の適正化を図るための具体的措置を規定</p>
<p>附 則 (経過措置)</p> <p>2 この条例の施行の際現に存する特別養護老人ホーム（基本的な設備が完成しているものを含み、この条例の施行後に増築され、又は全面的に改築された部分を除く。）における第10条第4項及び第45条第4項の規定の適用については、第10条第4項及び第45条第4項中「1人とする。ただし、入所者へのサービスの提供上2人以上の定員の居室が必要である旨の市町村の意見書が提出された場合であって、入所者のプライバシーの保護その他の規則で定める措置を講じるときは、2人以上4人以下とすることができる」とあるのは、「4人以下とする」とする。</p> <p>3 前項の規定にかかわらず、平成12年3月31日以前の日から引き続き存する特別養護老人ホームの建物（同年4月1日において基本的な設備が完成しているものを含み、同月2日以後に増築され、又は全面的に改築された部分を除く。）における第10条第4項及び第45条第4項の規定の適用については、第10条第4項及び第45条第4項中「1人とする。ただし、入所者へのサービスの提供上2人以上の定員の居室が必要である旨の市町村の意見書が提出された場合であって、入所者のプライバシーの保護その他の規則で定める措置を講じるときは、2人以上4人以下とすることができる」とあるのは、「原則として4人以下とする」とする。</p> <p>4 前2項の規定にかかわらず、昭和62年3月8日以前の日から引き続き存する特別養</p>	<p>附 則 (経過措置)</p> <p>2 この条例の施行の際現に存する特別養護老人ホーム（基本的な設備が完成しているものを含み、この条例の施行後に増築され、又は全面的に改築された部分を除く。）における第10条第4項及び第45条第4項の規定の適用については、第10条第4項及び第45条第4項中「1人とする。ただし、入所者へのサービスの提供上2人以上の定員の居室が必要である旨の市町村の意見書が提出された場合であって、入所者のプライバシーの保護その他の規則で定める措置を講じるときは、2人以上4人以下とすることができる」とあるのは、「4人以下とする」とする。</p> <p>3 前項の規定にかかわらず、平成12年3月31日以前の日から引き続き存する特別養護老人ホームの建物（同年4月1日において基本的な設備が完成しているものを含み、同月2日以後に増築され、又は全面的に改築された部分を除く。）における第10条第4項及び第45条第4項の規定の適用については、第10条第4項及び第45条第4項中「1人とする。ただし、入所者へのサービスの提供上2人以上の定員の居室が必要である旨の市町村の意見書が提出された場合であって、入所者のプライバシーの保護その他の規則で定める措置を講じるときは、2人以上4人以下とすることができる」とあるのは、「原則として4人以下とする」とする。</p> <p>4 前2項の規定にかかわらず、昭和62年3月8日以前の日から引き続き存する特別養</p>	

